

平成 26 年 6 月 25 日

特定非営利活動法人 日本タバコフリー学会  
事務局長 蘭 はじめ 様

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課  
受動喫煙対策室長 四方 弘道

### 兵庫県内税務署の喫煙室設置の告発と撤去指導等の要望に対して（回答）

平素は、本県の受動喫煙対策の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 5 月 29 日付で小職あてご要望をいただきました件について、下記のとおり回答します。

#### 記

兵庫県下の 8 税務署で、「職員専用喫煙室という建物」を設置している。これは明らかに兵庫県条例違反で、罰則適用の対象である。兵庫県内の全税務署を所管する大阪国税局に対し、「一日も早く兵庫県条例違反の全喫煙室を撤去し、その事実を公表すること」を指導し、従わない場合は「罰則規定の適用」を強く要望する。

#### 【回答】

本県の「受動喫煙の防止等に関する条例」（以下、「条例」とします。）では、受動喫煙の防止等は、① たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであり、とりわけ未成年者をたばこの煙にさらされることから保護することが重要であること、及びたばこの煙が他人の快適な生活を妨げることがあることについての認識を県民、未成年者の保護者、事業者、施設管理者、市町及び県が共有することを旨として推進されなければならないこと、② 県民が、意図しない受動喫煙を回避することができ、かつ健康で快適な生活を維持するための環境を整備することにより推進されなければならないこと等を基本理念としています。

ご指摘の税務署を含む「官公庁の庁舎」については、「当該施設の建物内の区域」を喫煙することができない区域としなければならないこととしています。

しかし、幼稚園、小中学校、高校、保育所等（条例の別表第1の1に掲げる施設）以外の施設については、本来の事業サービスを行う建物の外に、喫煙専用の簡易な構造物を設けることについて、条例では禁止していません。また、その場合、当該喫煙専用の構造物は、その形状にかかわらず、条例の対象となる建物（本件では、「官公庁の庁舎」）には該当しません。これは、当該喫煙専用の構造物が条例の対象となる建物に該当するとなれば、喫煙専用の構造物について、さらに禁煙、又は分煙の措置を講じなければならないことになり、矛盾が生じるためです。

よって、県内の税務署の庁舎外にある喫煙専用の構造物については、条例に抵触するものではありません。

このような抜け道を招く中途半端で不完全な兵庫県条例を一日も早く改正し、「分煙なし禁煙のみ、罰則規定付き、例外なし」の真の受動喫煙防止条例を日本で初めて制定することを切に要望する。

## 【回答】

本県は、平成24年3月、神奈川県に続き、全国で2番目に条例を制定、25年4月から施行しています。条例の改正については、条例の附則で、「県は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定しているところです。

今後も、条例の基本理念に基づき、条例がより実効性のあるものとなるよう、引き続き、たばこの煙の害と受動喫煙の防止の周知に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。